

「高森高原風力発電事業（仮称）」環境影響評価準備書に対する知事意見

1 総括的事項

- (1) 環境影響評価を行う過程で、評価項目及び手法等の選定に影響を与える新たな事情が生じた場合には、必要に応じて評価項目及び手法等を見直すなどし、適切に評価を行うこと。
- (2) 風力発電機の機種等、今後正式に決定することとしている項目については、検討結果を踏まえ、再度、調査、予測及び評価の必要性が生じた場合には、その内容及び結果を具体的に評価書に記載すること。
- (3) 風力発電施設の建設に伴う環境への影響を的確に把握し、周辺への環境影響が最小になるように対策を講じること。

2 個別的事項

- (1) 大気環境
 - ① 風力発電ユニットの選定に当っては、騒音が人間に与える影響及び低騒音の機種を選定した場合のバードストライクの危険性を十分に考慮して選定すること。
 - ② 超低周波音について、予測評価に用いた類似機種と本事業で導入を予定している機種との類似点、相違点等について整理し、評価書に記載すること。
- (2) 動物、植物及び生態系
 - ① 鳥類及び哺乳類の事後調査の実施に当っては、調査頻度を高めるなど、丁寧な実施に努めるとともに、事後調査の結果、新たな影響が明らかとなった場合には、専門家の助言を受け、たうえで更なる効果的な環境保全措置を講ずること。
 - ② 重要な両生類については、水辺環境だけでなく樹林環境に生息する種についての影響予測についても、評価書に記載すること。
 - ③ 用地造成等により改変されたシバ群落の施設の供用後の復元に当たっては、専門家の助言を受けながら、適切な方法により実施すること。

(3) 景観

風力発電ユニットの選定に当たっては、最新の研究成果等を踏まえて、景観と動物・鳥類保全の両方の観点から検討を行うとともに、地元自治体に対し、選定の経緯、理由等を丁寧に説明すること。